

# 親密な関係性における虐待・暴力と加害者臨床論 —虐待的パーソナリティ論の検討をとおして—

中村 正\*

私的で親密な関係性における暴力・虐待の理論化を試みている虐待的パーソナリティ論を検討する。その際、ジェンダー（とりわけ男性性）というマクロな変数と加害者臨床という個別性の高い、パーソナリティを重視するミクロな変数の関わり方に注目する。関係性に根ざした暴力生成の過程をいかにして理論化できるのかについて Donald Dutton の論を検討し、虐待的パーソナリティ論のもつ意義を整序するという作業をとおして検討を試みる。次に、親密な関係性における暴力論を臨床に応用する過程で、男性性ジェンダー論の臨床への組み込みの必要性について検討する。最後に、これらを親密な関係性に宿る問題行動を対象にする社会臨床の課題の一環として提示してみる。

キーワード：親密な関係性、ドメスティック・バイオレンス、虐待的パーソナリティ、男性性、加害者臨床

## はじめに—本稿の課題

この論考は、家族的な関係性として意識されることの多い、私的で親密な関係性における暴力・虐待を対象にして、ジェンダー（とりわけ男性性）というマクロな変数と加害者臨床という個別性の高い、パーソナリティを重視するミクロな変数の関わり方について検討する。親密な関係性における暴力・虐待への加害者臨床についての筆者の研究は末尾に記した関連文献を参照していただくとして、ここでは以下のように既述をすすめていく。第一に、関係性に根ざした暴力生成の過程をあとづけている虐待的パーソナリティ論について Donald Dutton（ドナ

ルド・ダットン）の論を概観し、第二に、虐待的パーソナリティ論のもつ意義を筆者なりに整理してみる。そして、第三に、親密な関係性における暴力論の臨床への応用とミクロな課題に分け入る男性性ジェンダー論の臨床への組み込みを検討する。最後に、親密な関係性に宿る問題行動を対象にする社会臨床の課題としてこれら諸論点をまとめる。

## 1. 虐待的パーソナリティ論の概要

ドメスティック・バイオレンス domestic violence (DV)、家庭内暴力 intra-family violence、女性に対する暴力 violence against women、親密な関係性における暴力 interpersonal violence in intimate relationship (IPV) は同じ現象を対象とした言葉であるが、それぞれに異なる方法

\* 立命館大学産業社会学部教授

や理論化が含意され、また、刑事的対策と臨床的対応の帰結も異なる表現である。

これらの差異の幅を確認するために、本稿では、ダットンの虐待的パーソナリティ論を取り上げる。ダットンは主流となっているジェンダー論によるDVの理論化を批判している。ジェンダーのアプローチではなく、親密な関係性における暴力・虐待として把握すべきであるという主張をおこなっている。

ダットンは親密な関係性における暴力加害者は多様であるという。したがって、虐待男性のパーソナリティ構造の多元的な特性を把握することができるとする。この主張は単一の加害者像を想定できないということの意味する。しかし司法制度の枠のなかではそうはいかない。一つの加害者対応策で多様な類型の加害者を処遇すること、つまり、One size fits allといわれるような処遇政策へと加害者臨床が収斂させられていくからである。その結果、平均的な加害者像への対応となり、個別ニーズをもつ臨床的援助が必要な人たちを、研究上、虐待者パーソナリティ構造、虐待性、虐待男性性として抽出しても、加害者臨床には活かせないことになってしまう。このダットンの立論は、司法制度を構築する上でも、心理臨床を展開する際にも、そして脱暴力への未然防止にむけた社会教育の取り組みを開始する時にも、有益であると筆者は考えている。

ダットンは精神医学・心理臨床において指摘されているパーソナリティ障害論に重ねて虐待的パーソナリティ論を展開する。この虐待的パーソナリティ論は、境界型パーソナリティと反社会型パーソナリティにおける虐待性の研究が契機になっている。境界型の男性はしばしば反社会型と誤診断されやすい。彼らの衝動が妻殴

打と物質乱用という点で犯罪行動を導くことがあるからである。境界型パーソナリティの犯罪的行為がケア提供者への関心を引こうとして駆動されるのに対して、反社会的パーソナリティ障害による犯罪は典型的には、利益、パワー、その他の物質的な快樂によって引き起こされる。また、衝動型の虐待者は、道具型の虐待者に比較して、恐れによる愛着スタイルをもち、トラウマ症状を呈するレベルや怒りのレベルも高く、境界性パーソナリティ構造ももつ。

くわえて、ダットンは男性虐待者の諸相のひとつに感情的知性の欠如があるという。妻への虐待で罪となった男性は、感情的知性が顕著に一般のサンプルよりも低い。感情的知性には、感情的自己覚知、ストレスマネジメント、自己関心、共感、リアリティ見識能力、ストレス寛容度、衝動コントロールが含まれる。感情的知性尺度はパーソナリティ障害をアセスメントしようとするものではないが、その多くの要素は境界型特性と一致するし、境界型パーソナリティ組織の記述語と同じである。これらは男性性の研究としても意味づけ可能であり、暴力、男性性、虐待的パーソナリティ構造が重なる領域としてあるとダットンは考えている。

これらをまとめた「虐待的パーソナリティ論」であるが、その目的のひとつは、「初期の発達から成人の虐待性までの経路を明確に示すことである」として、「虐待的男性の心理プロフィールと、その男性の虐待の形態および頻度に関するパートナーの報告との関連」を示すことを試みる。虐待的パーソナリティ論は、そのプロフィールと男性の幼少期の育てられ方に関する回想に関連があることを経験的に実証していく。つまり、「幼少期に虐待を受けること、親から恥辱を受けること、親の感情面での有効性

(=役に立つこと)が予測不可能であることによって愛着が不安定になることという3つの要因が組み合わさると、それが土台となって成人期の虐待的パーソナリティが生じていた」のである。(p.vii)

親密な関係性における暴力論(以下、IPV理論)は、「親密性自体に含まれる何らかの感情の経験が虐待性を生じさせる一因となっている」と考える。「その経験は、親密な関係において生成される感情と結びついているのかもしれない。(p.40)」,そして「虐待性を永続化させている『特性』(拒絶に対する感受性が非常に高いこと、嫉妬、くよくよ考え込んで非難の矛先を自分以外に向ける傾向)」があり、それは「私的で内的な反応である」とする(p.67)。

かくしてパーソナリティ特性が強調される。虐待的パーソナリティは境界性パーソナリティ(BPO)との相関が高いという。少し長いが引用してみる。

「BPOは、虐待の関連特性の布置と強い関連があった。つまり、怒りや嫉妬などの感情、そして責任に関する認識、女性に対して魅力的ではない、おまえを欲しい人は誰もいないなどと言うことや、女性の時間や空間の使い方を管理すること、女性を叩くことなどとBPOは強く関係していた。(73頁)」として、「BPOが高い男性では自我の統合性が弱くばらばらになりやすく、親密な関係にはそれを固定するという困難な役割が課される。このような男性は自己感が不安定であり、孤独への耐性がないことから、女性パートナーとの関係に、自らの壊れやすい自我の崩壊を防ぎ、自らの気持ちに充満する不安を消散してくれることを期待している。虐待的男性を対象としたこれまでの研究で、犠牲者への『隠された依存』が報告されているの

はこのためである。しかし、彼らが強く求めているその関係は常に『不快な膠着状態』にあり、彼らは親密性の欲求を伝えることができず、見捨てられ不安を抱き、極端な要求をする。BPO高得点者の親密なパートナーは、不可能なことを要求され、そして、その要求に応えられないと(あるいは応えられないと相手の男性に認識されると)、突如として非常に激しい怒りをぶつけられる。その理由は、彼自身の自己感が脅威にさらされるからであり、また、防衛として利用する投影の機能により、彼らはそれを『彼女の過失』と捉えるからである。関係がこうした段階にあるときには、男性は女性を『完全悪』と捉える。その難局が解消されると、男性は虐待の周期の悔い改める段階に入ることが多く、その段階では女性を『完全善』と捉え、自身を悪と考える。つまり、境界例の男性が有する自我はまとまりが弱く、自我の統合性の感覚、つまり自身の全体としての感覚は常に破綻の恐れがあり、危機に瀕しているような組成なのである。このような男性は、自我の欲求やそれを伝える能力の欠如、そして慢性的な怒りっぽさ、嫉妬や相手を非難する見方という爆発を誘発しやすい組み合わせを有するため、関係を壊すようプログラムされているといえる。このように、境界例の人にとって怒りは、親密性と切り離すことができないものであり、パートナーを非難したり、自身の受け入れがたい衝動を女性に投影したりする傾向を高めるものでもある。彼らのBPOのパーソナリティ得点にも、関係が悪くなったときに女性を非難する傾向があることが数値として示されている。しかも、彼らからすれば物事はいつもうまく進まない。他者に対してほぼ不可能な基準を与えるため、虐待的パーソナリティをもつ人は必ず

物事がうまくいかない経験をする。緊張が高まるにつれて、不完全な世界で完全なコントロールを求め、その必然として失敗が生じるのである。(pp.112-113)」と分析が続く。

次にダットンは、虐待的パーソナリティを示す人の「愛着スタイル」の特性を指摘する。「幼少期の育てられ方が自己の形成には重要な役割を果たしている。幼く傷つきやすい年齢段階にある子どもたちは、家族の機能の良・不良の変化に対して無防備でありその影響を受けやすい。両親間の暴力や怒りを伴う離婚、拒絶や恥辱といった経験は、自己概念や自己を鎮静する能力／孤独に耐える能力から、怒りや不安の調整力、脳内のオピオイド受容体の生成、さらには神経構造の発達まで、すべての側面に大きな打撃を与える。虐待／拒絶／恥辱を受けた男児は、生理学的・神経学的側面から心理学的側面まですべての水準で、暴力を使うよう準備される。暴力的な家庭で生じた行為を単に学習するだけではなく、パーソナリティ全体の構成がそうなるのである。……この構成 (configuration) が虐待的パーソナリティの土台となり、反応の特定の道筋や方法が作り出されることで、虐待や恋人への激怒、強い独占欲がさらに強化され、同性の友人には自分の暴力的な性質に耐えられるあるいはそれをうらやむような人物が選択される傾向も強まる。思春期に入ってくると、『前虐待的 (preabusive)』な男児は、女児とは無関係であった潜伏期から新たな段階へと移行し、仲間集団との生活の中で、文化および自身が所属する下位文化から男性であるということはどういうことかに関するメッセージを受け取るようになる。虐待を受けた／拒絶された男児はこの情報を違う形で解釈して受け入れ、場合によっては違う情報を探し出すこともある

と私は考えている。彼らが手に入れたいメッセージは、彼らは正しいと言ってくれるものや彼らの怒りを正当化してくれるもの、そして問題は女性にあると言ってくれるものである (pp.206-208)」。

虐待とパワーの間欠的な行使が一方向的な関係のなかで起こる結果を扱ったのはレノア・ウォーカーのバタードウーマン症候群という言い方であった。強化スケジュールをもとにした独立変数としての間欠性があり、そこに暴力のシビアさと自己評価、虐待者への愛着、トラウマ症状を従属変数として組み込んだ理論化となっている。それは「被害女性のマゾ的パーソナリティ」が問題なのではなく、暴力を含んだ親密な関係性の帰結がバタードウーマン症候群として焦点化するものであったということになる。ダットンは、そうした女性たちは「一種のパーソナリティ障害の様相を呈する」という。たとえば、自己破壊、抑鬱的、依存、回避、境界型という特性である。こうした傾向は配偶者殺人の男性加害者にもあてはまるという。

ダットンの言う虐待的パーソナリティ論は、「虐待者のマインドセット」を探求することでもある。暴力の連鎖としてよく語られる社会的学習論の観察やモデリングではなく、「虐待性は内的過程 (不安、非難傾向、不安定な自己感など) からの自己生成があり、内的な起源がある」という。それは「愛着不安」に由来するという。それは「現実のもしくは想像上の『見捨てられ』を回避しようとする狂乱じみた努力として診断基準化されている。人間の動機としての愛着の重要性があり、IPVの発現に潜在的に寄与するのが愛着不全である」とする。

ダットンは愛着スタイルとしてこれをまとめ、個人的な反応の要素として位置づける。愛

着スタイルには、虐待者個人の「経験のスキーマ」が含まれ、親密な関係性における行動の指針となる。「分離—個体化」に由来する恐れによる愛着=高い不安=怒りを基本にして「虐待者の愛着スタイル」が形成される。ダットン は、虐待的パーソナリティ論において、愛着形成不全という視点から、境界型特性、愛着不安、衝動性、虐待性の相互関連を確認している。そして女性の加害者にも同じことがいえるという。女性の方がこれらの相互関連は男性よりも4倍高いというデータも紹介している。

さらに、虐待的パーソナリティ論では関係性を把握するためには原家族関係が重要となり、BPO が生成する相関関係として構造化している。つまり、母と父との原家族関係に照らした検証をくわえている。その際に、父との関係における公の辱め体験として恥の要素を強調する。恥は臨床において「全体的な自己感が攻撃されること」とされている。「しょせんおまえはこんなものだ」と、他者、とりわけきょうだいの前で批判される等が公の傷となる。また、それがランダムであることも特徴である。具体的な行為への批判ではなく人格が罰に値する対象として前景化されていく。この点を明らかにするために虐待者の育ちの記憶を再構成するという研究に取り組んでいる。そこでは恥にまつわる11の経験が取り上げられている。主観的な恥の経験ではあるがそう簡単には認めたくないものばかりである。その結果、恥の経験は怒りと顕著に関連していたという。こうした研究を経て、IPVに関連している原家族での二重の不幸(身体的な暴力にさらされることと恥の体験)を折出している。

また、トラウマとなるような体験のある家族に育つことも虐待者パーソナリティを育てると

いう。これは「安全基地」が危ないことを意味する。虐待男性の PTSD 特性にも関心を払い、愛着形成過程における男性虐待者のトラウマ体験を射程にいれるべきだとダットンという。原家族において虐待にさらされた子どもの将来予測研究では、認知的障害が指摘されている。そうした障害を有していると葛藤は状況的に規定されたものであることを認識できない、葛藤を解決する交渉戦略に思いを寄せられないという。虐待者はこれと同じ認知的障害をもつ。常に他罰的な認知をし、精神の不安定と他者非難が結びつき、フラストレーションと怒りを愛着対象としてのパートナーに対して生成させる。一連の認知と行動と感情の負の連関ができているので、認知行動療法的なアプローチが加害者臨床の内実を成すべきだという根拠になっている。

## 2. 虐待的パーソナリティ論のもつ意義

この虐待的パーソナリティ論は加害者臨床が矯正教育、心理教育なのか、それとも心理臨床かという次の論点をもたらす。欧米諸国では心理教育的アプローチが加害者の更生のために裁判所命令として指示される。この課題に虐待的パーソナリティ論はいかに答えるのか。心理教育はジェンダー論の見地からの暴力論である。それは矯正教育の対象として加害者を位置づける。一方、虐待的パーソナリティ論はマインドセットに対応するための加害者臨床論を提案することになる。

まず第1に、ダットンは臨床、法律、制度、研究の多面において議論のあるDV対応という領域に心理学研究の徹底をとおして貢献している。親密な関係性における暴力と虐待の特徴を



把握するために、多様な心理尺度を用い、統計的な検定を行い、実証的な見地からの研究を行うスタイルは一貫している。最近では、問題的なギャンブル行動と虐待性の関連について調査する等、IPVに関係すると想定される変数を見極めるための諸課題と暴力加害との関連を扱っている。虐待的パーソナリティ論はこの中核にある考え方であり、こうした研究の集大成である。

第2に、暴力論としての理解の深まりが確認できることである。ダットンは、親密な関係性における暴力（IPV）という把握をすべきだという。家庭内暴力というと家族関係に閉じた言い方なので少し狭い。精神的なものを重視すればするほど文化内在性が高くなるが、暴力を振るう人間のマインドセットの抽出としてこの立論は理解できるだろう。

第3は、臨床的な援助の可能性を閉じない立論の仕方ということである。臨床といってもこの場合は、〈加害と被害〉という司法的な問題化が成り立つ領域にある主題なので、心理臨床のもつ柔軟さにくらべるとその硬直さは否めない。加害と被害の二分法として扱われていることとかかわるがそこに臨床性をいかに位置づけるのかという点を強調する。「加害者臨床」のモデルとしては矯正教育という言い方のなかに回収されてしまうことにもなるが、広くそうした臨床として扱いうる領域の内実をみておく際に虐待的パーソナリティ論は有益である。パーソナリティ障害という精神医学・心理臨床で主流となっていることと重ねた虐待者パーソナリティ論について、境界パーソナリティ構造論（BPO）を手がかりにして、親密な関係性における暴力加害者の心理としてその生成過程や類型論を含めて詳細に展開していることの意義は

大きい。少年であれば、発達障害、行為障害、情緒障害等のかかわりがあるとされるが、DVや虐待の加害は成人が対象である。少年らはパーソナリティがまだ固まっておらず、可塑性をもつが、成人の場合にパーソナリティの偏りがある程度の類型化として可能な程に固まっている。ここでいうパーソナリティは、ものごとのとらえ方、見方、考え方、行動の仕方等、その人らしさとして比較的安定したものとして確認できる総合的な特性である。しかしその実相は広い。パーソナリティ障害は、アメリカのDSM-IVでは「著しく偏った内的体験や行動の持続的様式」とされている。逸脱行動や触法行為も含まれることがあり、司法が関与すべき領域となる。しかし、単純に〈加害と被害〉というフレームには収まりきれない課題を持つ。発達障害と非行はその典型であるが、成人にも援助的なアプローチが加害者臨床として要る。

第4は、その要援助的な課題を社会臨床的な課題として再構成し、必要な制度構築と臨床実践を提供することへの示唆がある。ダットンのいう虐待的パーソナリティ論は心理臨床への新しい課題提起として読まれるべきであろう。さらに、この書物で引用されている臨床家としての経験の蓄積もあり、親密な関係性における暴力加害者への臨床として体系化することができる。ちなみに、筆者が最初にこの問題に関心をもったのはダットンの臨床仲間でもあり、引用の多いDaniel J. Sonkinの*Learning to Live without Violence*という書物を手にしたことにある。それは1990年のことだった（この書物は『脱暴力のプログラム—男のためのハンドブック』、中野瑠美子訳、青木書店、2003年）として訳出されている。これはアメリカにおける加害者プログラムで使用されている頻度の高いテキ

ストである。他にも、認知行動療法、ナラティブアプローチ、問題解決療法・短期療法、家族システムのアプローチ、虐待とも重ねたアプローチ等、臨床実践は確実に積み重ねられてきている。こうした経験をもとにするとパーソナリティの偏りとしての位置づけのもとに認知行動療法が可能であるだろう。それと、ジェンダーの視点は社会的なレベルでの認知的行動的な偏りを指摘しうるので、ある種の男性性や関係性のあり方と暴力の関連の可視化には示唆的であること、そして家族関係のもつ存在感の大きさが同じく認知的行動的な場面だけではなく、情動性や感情面での無視できない相を成すと考えるので、ダットンが精緻化しようとしているパーソナリティの偏りへのアプローチとこうしたマクロ性を活かした臨床は接合できると筆者は考えている。日本社会では、諸外国の加害者臨床のように司法が機能していないので、まずはそう司法を位置づけることから開始しなければならない。司法の多様化のひとつである治療的司法、問題解決型司法、修復的司法等がこれである。また、裁判外紛争処理(ADR)をこうした家族関係問題へと展開することも検討に値する。

第5に、マクロな変数としてのジェンダー論のこの領域への組み込み方についても論争的で挑戦的な提案や批判を果敢に行っている(『ドメスティック・バイオレンス再考』“Rethinking Domestic Violence”, UBC Press, 2006という書物がある)。法—心理的問題についての社会科学的な制度論や政策論としても読める提案である。

第6に、さらに実証をもとにした堅実な心理学的研究だけではなく、さらにマクロな地平へと虐待的パーソナリティ論を構想している。再

近著である『ジェノサイド、大虐殺、極限的な暴力についての心理学的研究』“The Psychology of Genocide, Massacres, and Extreme Violence: Why “Normal” People come to Commit Atrocities” (Prager Security International, 2007)は、南京、ルワンダ、エルサルバドル、ヴェトナム等の歴史的な事件についての「虐殺の心理学」を記している。これは実験心理学ではなく、虐待者パーソナリティ論をさらにマクロな歴史のなかで検証しようとした野心的なものである。狭義の科学的な心理学的研究としての虐待・暴力の研究をさらに応用している。これらの要の位置にマクロとミクロを媒介する概念としての虐待的パーソナリティ論がある。

筆者は加害者臨床について、社会臨床性をもつものへと司法臨床をとおして構築すべきだという意見をもっている。そのためにも、虐待的パーソナリティとしてラベルを貼るという名付けの作業と、同時にいかにしてそれをはずすことが可能となるのかについてカナダと日本の家族の存在感やジェンダー秩序の布置の異りやなかでどんな修正をすべきなのか(あるいはしなくてもいいのか)、そして親密な関係性とジェンダー論と男性性の研究の相互関係をとおしてさらなる理解への手がかりに虐待的パーソナリティ論を位置づけることが有益であると考えている。

### 3. 親密な関係性における暴力論と加害者臨床

最初に記したように、虐待的パーソナリティ論として把握する必要性は、現代の日本社会でも直面しているのでわかりやすい。なぜなら司法臨床、広く加害者臨床という主題が拡大しているからである。彼ら／彼女らは「特別な支援

ニーズのある当事者」として対象化すべきであると筆者はとらえている。対人暴力があるので司法の関与は必至であるが、その背景には、ダットンのような愛着形成課題や感情共同体としての家族、親子、夫婦関係における諸問題という臨床的な課題があるので、それを社会臨床的な相をもつ援助場面として設定し、制度デザインをすべきだと筆者は考えている。ひろく回復的・修復的、再統合的、再社会化的な志向性をもつ臨床だと考えている。DV・虐待は家族関係、友人関係、職場関係等における「相互作用の場」をつくる微視的な〈社会〉を背景にした「関係性の病理」とも特徴づけられる。したがって、触法行為＝罰という公式だけではない、なんらかの臨床的要援助性がある課題群である。たしかに、これら「問題行動」は、社会的に共有されている期待や規範あるいは多数派の行動様式からすると「逸脱行動」として認知される。しかし、親密な関係性に宿るという点では、どこの家庭でもありうる社会問題として認知される側面もある。臨床的援助の理念や技法を編み上げる際に、社会性をもつということと、逸脱性を帯びるというこの特性は、臨床実践としてはある独特の困難をもたらす。一方では、逸脱性は行動修正、矯正・更生の対象となり、刑罰的な対応が前景化し、問題が「個人化」という方向へと傾斜し、目標が「個人的不適応の課題」として設定されることになる。しかし他方では、家族同士の葛藤やケア行為に内在するという環境要因も析出され、「社会的に解決すべき課題」としても意識されることになる。

換言すると、何らかの臨床的援助を必要とする「問題行動」を単に個人の「逸脱」や「不適応」という課題にのみ還元しない方法を模索しつつも、とはいえ、親密な関係性というミクロ

な社会の環境要因を無視することはしないが、ただ社会の責任だけに問題を投げ、臨床的援助を延期してしまうことのない、たとえば、調整と修復のための環境と関係の改善、葛藤解決のソーシャルスキル形成、認知面や行動面での援助的介入等という支援が必要だということである。また、こうした加害者臨床を可能にする資源動員と制度構築も検討する必要がある。この「隘路」をとおして、逸脱行動に対応する臨床の理論と実践と制度は統合されなければならない。この要の位置に虐待的パーソナリティ論が位置づくると筆者は考えている。

ダットンの調査研究と臨床実践をいかなる司法と臨床の文脈で位置づけるのかは日本ではまだなじみのない研究であるので丁寧さが要る。「問題」をめぐる社会の、心理化、司法化、福祉化、医療化が交錯し、かつ複合して成り立つ領域である。日本では、「司法福祉学」の伝統的な領域として蓄積のある少年非行領域だけではない広がりをもってこうした課題が数多く生成している。従来「司法臨床論」に重なるが、必ずしも司法が十全に対応していない領域もあり、加害者臨床、加害者アプローチ、更生支援、加害者リハビリテーション、社会再統合援助（虐待の場合は家族再統合支援）として広く把握すべきであると筆者は考えている。逸脱誘発的な社会環境の調整、制度構築や社会意識の課題もあるので、筆者は社会臨床と総称してアプローチしている。ダットンの立論は心理学的であるので、こうした広がりの中に再措定すると実りが多いだろう。多職種協働した臨床こそが重要となるからだ。

しかし、紹介してきたダットンのジェンダー論の扱いは少々紋切り型であるように思える（特に、ドゥルースモデル批判が厳しい。もち



ろん、それに対する反論も厳しくある。たとえば、Edward W. Gondolf, *Theoretical and research support for the Duluth Model: A reply to Dutton and Corvo, Aggression and Violent Behavior*, 12 (2007) 544-657.) この背景は明確である。DVの加害者対応については社会運動が先行し、それに呼応するように刑事司法制度が構築されてきた経緯があり、臨床実践や学問研究が必ずしも先導してきたわけではない。しかし、加害者臨床というフレームが成り立ち、脱暴力への援助を組み立てる際に、こうした論争はその幅の広がり理解することに役立てることができる。矯正教育のなかにあっても、性犯罪者への認知行動療法が実施されはじめたように多様な試みが生成しているのだから、それを援用し、虐待的パーソナリティ構造にも焦点をあて、心理臨床性を高めた技法と技巧を精緻化することは可能であろう。One size fits all という事態でさえない日本の実態からすると内心忸怩たる思いのする論争であるが。

今後の日本社会での加害者臨床を考える際に、たとえば韓国は日本の保護観察の制度を参考にして、参加命令 attendance order という制度を創設したことが参考になる。加害者臨床として、韓国の社会と文化にあうように、とくに家族の位置づけの重視や心理—身体的なドラマ的手法の導入等、工夫をしている。身体的なものの重視は日本でも役立つだろうし、家族の存在感が大きい文化を無視せずにプログラムを組むことも有益だろう。たとえば、家族療法的アプローチの導入であり、家族間調整や修復的恢復的な実践である。

また、「親密な関係性が家族をとおしてジェンダー化されている」ので、こうした関連にお

いて「男性と愛着問題」を位置づけなおすことも日本社会のなかでは必要である。母性的なものが社会的なものと同錯している心理—社会的な相、さらには、親密な関係性と男性性との関係の把握（ホモ・ソシアルなものと同男性同士の親密さ感覚と暴力の関連性）等の研究が要請される。

最後に、親密な関係性は家族関係と同じ意味ではない。親密さというとはまず夫婦関係が念頭に置かれるだろうカナダ社会と、親子も含んで親密な関係性が表象される日本社会では、同じ言葉を使っても異なる意味を含む。さらに、親密な関係性を根拠にして〈社会〉を語ることの困難と可能性は十分には議論されていない。反暴力、非暴力、脱暴力という具合に、それがいかなるものであれ、暴力と虐待を退けるうえで規範性の水準は欠かせない。親密な関係性をもとにしたケアと、社会的に要請される脱暴力を根拠づける正義はいかにして家族関係という場において両立するのか、その心理的深層においてもそれはいかにして脱暴力へと回路づけることができるのか等、現代社会において、親密な関係性に賭けられた争点は大きい。こうした議論を理解する上で、ここで展開されている「親密な関係性における暴力論」は原家族のはらむ心理的な関係に根本的な課題を投げかける。その際の鍵となる点は、親密な関係性に含まれる非対称性がはらむ逆向きのベクトルの存在である。つまり、脆弱性と操作性の幅のなかにある心理的な襞の存在である。愛情と暴力といえは俗っぽいかも知れないが、依存と自立、教育（しつけ）と学習（成長）、甘えと抵抗等、相克し、相反しつつ、相補するという関係性が親密な関係性だからである。人間性が「懐胎」するところには関係性を「解体」する危険も宿

っているともいえるだろう。親密な関係性における暴力と虐待や虐待的パーソナリティ構造の生成に母子関係と愛着を位置づけたダットンの議論はこうしたことから文化を超えて議論されるべき重要な課題を提示している。

#### 4. ミクロな課題に分け入る男性性ジェンダー論の臨床への組み込み

ダットンのジェンダー論をさらに精緻にすることが求められていると考えるが、その焦点は、男性性の位置づけ方である。ジェンダー論と重なる立論とかかわり、DVの理論と臨床における男性性の位置づけはもっぱらパワーとコントロール論が主流となってきた。こうした立論はジェンダー論の典型である。虐待の立論にも散見されるものである。こうした男性や男性性からDVと虐待を理論化することの妥当性をめぐる論争があり、なお活発な議論が続いている。男性と男性性の研究はジェンダー論が牽引してきたが、その射程の範囲内でDVをはじめとした対人暴力も理論化され、加害者対策が制度化されてきたといえる。こうした男性性のジェンダー研究は、戦争、開発、市場等を焦点としたグローバリゼーションともかかわる男性的覇権性の研究としてその対象を拡大してきている。また、心理臨床や精神分析の影響も受けながら、ミクロな展開との接合可能性も模索されている。男性性の構築についての新しい知識が問題の広大なスペクトラムとして展開されるようになってきているといえるだろう。その中心的な役割を果たしてきたのは『マスキュリテニーズ』の著者であるロバート・コンネルである。同書第2版での追記により、男性と男性性研究の動向として次のような分野があるという<sup>2)</sup>。

- ① 教育—この仕事は、学校、若者のアイデンティティ形成、学校でのしつけやハラスメントの問題そして少年の学習問題に関わって男性性の形成について考察している。
- ② 健康—ジェンダーの形成は男性と少年の健康と安全、さらに再生産と性的な健康問題における男性の役割に関連している。
- ③ 暴力—男性性についての知識は、ドメスティック・バイオレンスや性的暴力から制度的な暴力、戦争にまでわたる広範な男らしい暴力の防止に関連している。
- ④ 父親—この論点は特に父親としての子どもへの男性の関わり方を考察している。つまり、伝統的な男性性の諸困難、父親になる過程と家族関係における新しいモデルの探求である。
- ⑤ カウンセリング—男性性の構築を理解することは男性のカウンセリングやサイコセラピーを効果的なものにする際に重要となっている。それは個人へのカウンセリングとしてもグループをカウンセリングするにしてもである。ジェンダー関係やジェンダーの特有性に関心を払うという方法である。

いずれの主題もミクロな男性性ジェンダーの問題に関するものである。コンネルは男性と男性性の研究が暴力を捕捉する際には、こうした構造的なジェンダー論というよりもヒューマンファクターを重視した主題群へと展開される必要性があるという。暴力論はとくにそうである。国際的には、冷戦の終焉はある程度軍事力の低下をもたらした。しかし、より多くの核兵

器の増加、湾岸戦争や「テロリズム」と呼ばれる多様な形態での暴力のような軍事的な対決に至る問題からアクション映画やスポーツまで、暴力は人間生活の主要な関心事としてあり続けている。暴力は対人関係、飲み屋での喧嘩から性的虐待まで、慢性的な問題となっている。

個人レベルでの暴力と社会レベルでの男らしさのジェンダーの関係は相関づけられるべきである。その相関性は組織にもみられる。ほとんどの兵士、空軍のパイロット、警察と刑務所の保安員は男性である。

これらよく知られた事実は徐々に問題として認知されてきた。たとえば湾岸戦争のような軍事的対決であれ、家族のなかであれ、暴力を正統化するような支配的形態の男性性はどんな役割を演じているのか。ジェンダーは暴力の文化においてどんな役割を演じているのか。いかなる人格発達のパターンが男性や少年を暴力へと導くのか。これらは現在、ミクロからマクロに至るまでの平和を維持するためにその問題や含意について積極的な論争となっている。社会的紛争と暴力の間の結びつきとしての男性性を認知することは暴力防止の新しいパースペクティブを切り開いている。しかし、私たちはその結びつき、つまり心理社会的、構造的、言説的解釈のこれらすべてが暴力を促進させるものとしてどのように関わりあっているのかについてそれをどう理解すべきなのかという問いに答えきれていない。

コンネルは、「ジェンダーは暴力を理解する単純な鍵を提供しているのではないことは明らかである。暴力は多元的な原因をもち、社会的文化的に変化し、時代を超えて変化することが知られている。殺人の比率と地域的な貧困に関係があるという重要な事例も知られている。つ

まり、男性性は暴力の固定した説明変数としては解釈できない」と指摘して、男性性研究の広がりを暴力に焦点づけてあとづけている。たとえば、男性性は多様であり、歴史的に変化するので、暴力犯罪の比較研究は有益であり、男性性と暴力犯罪の変化する比率は異なる文化における男性性の特定の歴史に結びついていることを示す研究の必要性を指摘する。これらの研究の成果は、特定の男性性を探求しなければならないことになる。たとえば、若い男性によるホモフォビア的な殺人の事例を扱った「異性愛的パニック」という概念はそうしたメカニズムの一つを示唆している。

さらに、公私の圏域の違いがあり、暴力も私的世界と公的世界では相が異なる。対人暴力は戦争のような暴力的な対決という公共的な領域での男性性の展開とは同じではない。戦争は、軍隊、政府、武器産業、ゲリラ活動などの制度やグループの活動を含んでいる。こうして戦争のジェンダー的な局面を指摘する。それを理解するために、「軍事力における男性性の制度化」とコンネルはいう。

さらに、DVをはじめとした私的世界での暴力防止のプログラムも重要だという。これを牽引したのは先にも指摘したように1990年代のジェンダー論による男性性の研究である。広範な公共的キャンペーンと若者たちの暴力、刑務所入所者のような困難なグループへの対応の開発という広がりのあるものであったと整理している。

男性と男性性研究の精緻化をはかる上で、こうした社会と個人を媒介するミクロな課題が浮上しており、対人暴力論としての深まりが期待されている領域に IPV があると考え、ダットンが批判の対象としたようなタイプのジェン

ダー論ではない、臨床にも貢献するようなジェンダー論としての展開が求められているといえるだろう。すでにそうした男性性ジェンダー論の論点は提出されている。

## 5. 親密な関係性に宿る問題行動を対象にする 社会臨床

そこで、男性性と暴力と親密な関係性の相関をもとにして、マクロな暴力論とミクロな臨床論が対象とすべき交錯点にあるテーマとして虐待的パーソナリティがあり、それをとおして加害者臨床としての統合の方向性を模索することができるかと筆者は考えている。その交錯は次のようになると思える。

親密な関係性における暴力・虐待の理論的把握にとって、それを生成・再生産させる場合は家族であることの位置づけが重要となる。母子関係、夫婦関係、親子関係という親密な関係性の具体的な現実がそこで構成されるからである。暴力・虐待の発生・生成、再生産にとって家族はジェンダーとならぶ重要な社会的変数である。男性性と暴力の相関も同じように家族とジェンダーという場をとおして結びつく。対人暴力は私的生活圈や親密な関係性の構成原理に即して発現するといってもいいだろう。そこでは、感情・情動、コミュニケーションと言語、愛着形成、パーソナリティと性格、身体、態度、振る舞い方等の他者関係性が交互する家族関係、仲間関係、恋人関係が具体的な場として対象となる。親密な関係性における他者関係性はケアという行動を介して相互配慮の行動の体系として存在する。個体に対しては社会のなかにおいて必要な身体的感情的な距離を超える、つまり相互侵襲性を帯びることがある。そこには暴力生成的、暴力誘発的に機能する契機や場面

がある。

そこで、こうした特徴をもつ親密な関係性に司法臨床は正義の関係を挿入することになる。脱暴力への援助を目的としていかなる社会制度が構築できるのかという意味でもある。正義を実現させるための心理教育というダットンの批判する相が前面化し、そこに臨床を布置する課題となる。逸脱行動を対象に社会再統合を目的とした社会臨床課題はこの難しさに応答することになる。

繰り返すが、親密な関係性における脱暴力への可能性を見いだす作業は、親子関係、夫婦関係、男女関係（恋人等）の特性に根ざす必要がある。問題行動に個別対応するが、それは葛藤をはらんだものであることには配慮がいる。臨床を強調すると「病気＝病理」が前景化する。司法を強調すると「刑罰＝矯正教育」が前景化する。しかし、ジェンダーのマクロな視点や家族論だけでは、問題行動をかかえている当事者にはとどかない。社会モデルを提示するだけでは不十分である。もちろんマクロ性は無視できない。ここを基点に脱暴力への社会統治として、たとえば欧州諸国のハームリダクション（有害性縮減政策）、ダイヴァージョン政策を含む4D政策<sup>3)</sup>、修復的司法<sup>5)</sup>等を参考にした取り組みが理論化され、実践されていることは社会臨床の構築にとって看過できない。

加害者の類型別処遇や、保護観察でのプログラム参加命令、ダイヴァージョン政策などによって、自発的な選択のための資源として機能している。臨床的援助の社会制度デザインはこのようなマクロなコミュニケーションモードを前提にしたものであるべきであろう。そこにおける循環の積み重ねによる、社会の再学習能力の高度化・組織化としてこれらの諸課題がある。

法化社会のネットワイドニング現象, 4D 政策の徹底, 社会内統合と社会的包摂の連関をもたらす事態は、「逸脱問題をかかえる自己についての統治」という問題群を構成する。そうした社会制度が構築する臨床的コミュニケーションモードとして親密な関係性における暴力加害という特別なニーズをもつ人の行動問題を修正する更生的ケアがあり, それを加害者臨床という。ダットン<sup>1)</sup>の立論はそれを根拠づけるものである。

## 注

- 1) 本稿で扱う虐待的パーソナリティ論は, *The Abusive Personality: Violence and Control in Intimate Relationship*, second edition (The Guilford Press, 2007) で本格的に論じられている。その全訳は今秋, 筆者らによって訳出予定である (明石書店刊)。なお, その普及版 (*The Batterer: Psychological Profile*, 1995, Basic Books) は中村正監訳『どうして夫は, 愛する妻を殴るのか』作品社, 2003年として訳出している。著者のドナルド・ダットンはカナダ・バンクーバー市にあるブリティッシュ・コロンビア州立大学の心理学部教授である。以下の引用の末尾に記したのはすべて原書のページ数である。
- 2) Robert Connell, *Masculinities* (Polity Press, 2004) は第二版である。版を改めた際に加筆された第一章と最終章をもとにここでは引用している。この書物は, 中村正, 伊藤公雄監訳で今秋, 新曜社から出版予定である。
- 3) 4D 政策とは, 脱施設化 de-institutionalization, 適性手続き due process, ダイヴァージョン diversion, 脱犯罪化 de-criminalization のことであり, 刑事政策の課題となってきた。
- 4) 修復的司法は新しい流れの取り組みである。筆者は一定の条件のもとで家庭内暴力にも応用可能だと位置づけている。虐待では家族再統合実践, DV では加害者回復プログラムなどとして位置づけることとそれの理論化に関心をもっ

ている。

なお, 本稿に関する文献は本文中で紹介しているが, 筆者の考え方については以下のもので記してきた。

## 関連文献

- 中村正 1996 『「男らしさ」からの自由』かもがわ出版。
- 1998 『家族のゆくえ』人文書院。
- 2001 『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社。
- 中村正他 2002 『家族の暴力をのりこえる—当事者の視点による非暴力援助論』かもがわ出版。
- 中村正 2003a 「暴力をとまなう習慣的行動を修正するための集団療法—DV 加害者向けグループセッションの経験をもとにして」『現代のエスプリ』434号, 至文堂, 79-89頁。
- 2003b 「ドメスティック・バイオレンスの臨床社会学的研究」『世界人権問題研究センター紀要』第8号, 世界人権問題研究センター, 141-167頁。
- 2003c 「ドイツにおけるDV加害者対策の概要」, 内閣府『配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究会報告書』, 81-114頁。
- 2003d 「男の子は暴力的なのか—暴力を肯定する生と性を超えて—」『ジェンダーで学ぶ教育』天野正子・木村涼子編, 世界思想社, 135-152頁。
- 2004 「ドメスティック・バイオレンス」, 高原正興ほか編『社会病理学講座 3 病める関係性—ミクロ社会の病理』学文社 pp.155-172。
- 野口裕二・石川文洋・中村正 2004 「臨床社会学の可能性」, 『アディクションと家族』第20巻第4号, 日本嗜癮行動学会, pp.397-411。
- 中村正 2005a 「暴力加害にむきあう—ジェンダーと男性性の視点をとおして—」, 『精神療法』Vol.31, No.2, 金剛出版, 73-75頁。
- 2005b 「家庭内暴力の加害者への対応」『コミュニティ心理学研究』第8巻第1 & 2号, 日本コミュニティ心理学会, 41-48頁, 2005年。



- 2005c「臨床社会学試論—社会病理学との関係において」『立命館産業社会論集』第41巻第1号, 93-103頁.
- 2005d「DV暴力加害への対応をめぐって—更生的援助ニーズと司法臨床」『立命館大学心理・教育相談センター年報』第4号, 63-70頁, 2005年.
- 沼崎一郎・中村正 2005「脱暴力の統治—DV問題をめぐる国家／社会／男性性の権力作用」『情況』2005年6月号.
- 中村正 2006a「家庭の中の暴力と社会病理—『行動化としての暴力』の脱学習へ—」, 山元公平他編『社会病理のリアリティ』学文社, pp.175-197.
- 2006b「動機づけられていないクライエントへのグループセッション DV加害男性と共に」『精神看護』vol.9, no.3, 医学書院, pp.55-59.
- 2006c「DV加害への司法臨床—司法臨床社会学の視点から—」『現代のエスプリ』第472号, pp.107-119.
- 2006d「〈臨床〉から〈臨場〉へ—開かれた臨床の視座」『現代の社会病理』, 第21号, 日本社会病理学会, pp.137-146.
- 2007a「殴る男—親密性の変成にむけて」, 鷺田清一ほか編『身体をめぐるレッスン』第4巻 交錯する身体 岩波書店 pp.3-28.
- 2007b「自立と孤立をめぐる社会臨床的考察—虐待する父親たちのグループセッションをとおして—」『そだちと臨床』第4号, 明石書店, pp.126-129.
- 2007c「男らしいコミュニケーションにそくしてすすめる変化のための対話—男性性とジェンダーの視点からの社会臨床へ—」, 『家族療法研究』第24巻第2号, pp.8-11.
- 宮地尚子・中村正・中釜洋子・田村毅・後藤雅博 2007d「座談会 ジェンダー・センシティブティ
- を高めるために」『家族療法研究』第24巻第2号.
- 中村正 2007e「暴力と男性(性)」をめぐる心理教育プログラム—社会臨床的アプローチと心理社会的な視点—『現代のエスプリ』第485号, 至文堂, pp.1-12.
- 2008a「ハラスメント加害者の都合のよい考え方と対話し, 責任を召喚させる加害者臨床」『現代のエスプリ』第491号, pp.109-118.
- 2008b「男の子の成長の難しさにどうかかわるか」『児童心理』金子書房, 2008年3月号, pp.33-37.
- 2008c「暴力加害者たち—コミュニケーション行動の特性—」, 柏木恵子・高橋恵子編『日本の男性の心理』有斐閣.
- 2008d「愛情と暴力—親密な関係性という相互作用から立ち上がる親族間殺人」, 日本社会病理学会『現代の社会病理』第23号.
- 2009a「家族不安社会における親の欲望: 親の問題として考える家族病理」『家族療法研究』第26巻第3号.
- 2009b「社会の変化と臨床のかたち—家族の臨床社会学」『家族療法研究』第26巻第3号.
- 2009c「男性のためのグループセッション—DV加害男性, 虐待親, 性犯罪者たちとのセッションの経験から」『集団精神療法』第25巻第1号.
- 2009d「逸脱行動と社会臨床」, 望月昭・サトウタツヤ・中村正・武藤崇編『対人援助学の可能性』福村出版.
- 中村正・信田さよ子・村尾泰弘・廣井亮一 2008「加害者臨床の課題」『現代のエスプリ』第491号, pp.10-38.
- ドナルド・ダットン著／中村正訳 2001『なぜ夫は, 愛する妻を殴るのか—バタラーの心理学—』作品社.

## To create a new theory of offender therapy from the perspective of intimate relationship

NAKAMURA Tadashi \*

**Abstract:** The author seeks to examine how Donald Dutton's personality theory concerning abusive persons is helpful to understand violence and abuse in intimate relationships. The author's interest is in theorizing a new theory of methods of batterer intervention by linking the clinical viewpoint or variables with gender perspective. In other words, because family violence is a multidisciplinary subject, research based on clinical practice needs to differentiate between forensic system and theory. Current treatment programs in the field of family-related violence and abuse have a common goal, to educate men who have problems to recognize and accept responsibility for their violent behavior and the need for change. The author believes this approach is insufficiently developed to apply to Japanese men. To create a more comprehensive theory in clinical practice, micro (personality theory)-macro (gender perspective) links need to be taken into consideration. This article is the first step toward the realization of this linkage.

**Keywords:** intimate relationship, domestic violence, abusive personality, masculinity, offender therapy

---

\* Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University